



あすなる 保育園

しおい兼重要事項説明書

* も く じ *

P2	1. 事業者名 2. 事業の目的 3. 運営方針	(5) 体温と対応 (6) 予防接種 (7) 健康診断 (8) 非常災害時の対策
P3	4. 提供する教育・保育の内容 (1) 保育理念・保育方針 (2) 8つの保育目標	(9) 虐待の対応 (10) 保険の加入 (11) 個人情報
P4～5	5. 園の概要等 (1) 園の概要 (2) 施設の概要・位置	P18～20 10. 料金 (1) 保育料 (2) 一時預かり保育料 (3) 支払い方法 (4) 実費徴収
P6	6. 入園手続き	P20 11. おもいでアルバム
P6～8	7. 入園時の提出書類	P20～21 12. 持ち物
P9～13	8. 園生活 (1) 開園日・開園時間 (2) 一日の流れ (3) 登園予約と登降園 (4) 園と家庭の連絡 (5) 給食およびおやつ (6) 変更があった場合 (7) 利用の終了・退園・休園 (8) 慣らし保育	P22 13. 服装 P23 14. 苦情申出窓口料金 P23 15. SIDS（乳児突然死症候群） P24 『保護者の皆様へご協力をお願い』ポスター
P14～18	9. 健康と安全 (1) 園での病気や怪我の対応 (2) 感染症 (3) 与薬 (4) 嘔吐・下痢	P25～28 様式1 登園届（保護者記入用） 様式2 登園届（インフルエンザ用）（保護者記入用） 様式3 医師の意見書 様式4 与薬依頼票（保護者記載用）



株式会社キッズコーポレーションにおいて提供されているコンテンツに関して、編集著作権を含む一切の権利は管理者「株式会社キッズコーポレーション」が保有いたします。コンテンツの利用につき管理者の許諾を得ずに、あらゆる画像や文章などの情報を無断転載することは著作権侵害にあたる行為のため禁止します。
 © Kids Corporation Inc. All rights reserved.

1. 事業者名

<設置事業者>

事業者の名称 : 社会福祉法人福寿会
代表者氏名 : 理事長 田中幹夫
法人の所在地 : 富山県南砺市松原 678 番地 1
法人の電話番号 : 0763-23-2910

<運営事業者>

事業者の名称 : 株式会社キッズコーポレーション
代表者氏名 : 代表取締役 大塚 雅一
法人の所在地 : 栃木県宇都宮市南大通り二丁目 6 番 1 号 KIDS 1ST BLD
法人の電話番号 : 028-638-7010
事業内容 : 保育所・保育施設の開設・運営、保育施設受託運営 他

2. 事業の目的

あすなろ保育園（以下、「当園」といいます。）は「KIDS FIRST～何より子どもが最優先～」として、きめ細やかな教育・保育を行い、「子」は「個」を大切にしたい自由保育を行っています。

お子さまの無限の可能性を信じ、21世紀に羽ばたく子どもたちの人間的基礎を育むことを理念として、4つの柱（個の尊重・心の育成・知の育成・生きる力）を掲げ、乳幼児の心の調和的な発達を図るために8つの教育目標（主体性・自立性・自律性・創造性・想像力・社会性・好奇心・自己肯定感）の下、教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

3. 運営方針

1. 当園は、教育・保育の提供にあたっては、入園する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとします。
2. 当園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、安心・安定した情緒と落ち着いた環境の中で、健やかで豊かな心と体が育つよう、教育と保育を一体的に行うものとします。
3. 当園は、社会の期待や願いに応えられる創意と活力のある教育・保育をすすめ、子ども・保護者・地域に信頼されるよう努めるものとします。
4. 当園は、企業主導型保育事業要綱（内閣府）、その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとします。

4. 提供する教育・保育の内容

当園は「KIDS FIRST～何より子どもが最優先～」という保育理念のもと、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示 117 号）を踏まえ、環境を通して自己肯定感を育む等以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

（１） 発達の連続性を考慮した教育・保育の提供

0 歳児から就学前までの一貫した、園児の発達を考慮した教育・保育を提供します。

（２） 様々な年齢の園児の発達の特性に応じた教育・保育の提供

健康、安全や発達の確保を図り、遊びを中心とする園児の主体的な活動を通して発達を促し経験が得られるようにします。

（１） 保育理念・保育方針

KIDS FIRST 何より子どもが最優先
「子」は「個」 お子さまの「個」を常に尊重し未来に羽ばたく子どもたちを育てたい
ALL FOR KIDS すべては子どもたちのために

1 個の尊重
一人ひとりを大切にする

2 心の育成
愛・思いやりを育てる

3 知の育成
考える力を育てる

4 生きる力（人間力の育成）
心身ともに優れた人を育てる

（２） 8 つの保育目標

- 主体性 … 自ら考えて行動する子ども
- 自立性 … 自らの力で物事を進めることができる子ども
- 自律性 … 自らを律することができる子ども
- 創造性 … 創意工夫ができる子ども
- 想像力 … 感性豊かな子ども
- 社会性 … 思いやりのある子ども
- 好奇心 … さまざまな事象に興味関心を持つ子ども
- 自己肯定感 … 自分を信じ愛することができる子ども



5. 園の概要等

(1) 園の概要

名 称	あすなろ保育園
事業の種類	企業主導型保育事業
所 在 地	〒939-1518 富山県南砺市松原 678 番地 1
開設年月日	平成 29 年 4 月 1 日
電話・FAX番号	TEL：0763-23-2915 FAX：0763-23-2916
HPアドレス	http://fukuju.jp/
園長氏名	宮嶋 実喜子
職員の人数	保育士 2 名以上 ※職員数は在籍児童数により増減します。
利用定員	施設定員：乳児室 10 名まで 保育室 9 名まで (従業員枠：10 名以上うち自社枠 2 名以上 地域枠：9 名以内) ※定員構成・お預かりする年齢は、変更する場合があります。
対象児童	【従業員枠】 ・保護者が社会福祉法人福寿会に勤務していること ・保護者のいずれもが就労要件を満たしていること ・法人と契約した企業に勤務していること 【地域枠】 ・就労証明または「2号認定」または「3号認定」を受けていること
入園日	ご相談の上入園日を決定します。
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年 1 度実施、その他定期的な本社職員巡回によりサービス内容の向上に努めています。
職員の研修実施状況	協会が実施する安全研修、行政が実施する保育従事者研修等に参加する。
嘱託医	病院名：南砺家庭・地域医療センター (医師：清水 洋介) 住所：〒939-1518 富山県南砺市松原 577 電話：0763-22-3555
嘱託歯科医	病院名：南砺市民病院 歯科口腔外科 (医師：富山 祐佳) 住所：〒932-0211 富山県南砺市井波 938 電話：0763-82-1475
第三者評価	横堀法律事務所 弁護士 横堀太郎

●支給認定 2号認定・3号認定とは

認可保育所等を利用する際に、『保育が必要である事』を認定した事を証明する書類です。

お住まいの市区町村で申請・発行します。(1号認定から3号認定までの3つの区分があります)

※1号認定(教育標準時間認定)は「満3歳以上の小学校就学前子どもであって、学校教育のみを受ける子ども」であり、学校教育を担う幼稚園や認定こども園が該当します。

- ・2号認定・・・満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保育を必要とする子ども
- ・3号認定・・・満3歳未満の保育を必要とする子ども

3号認定、2号認定については、保育が必要な時間によってさらに「保育標準時間」利用と「保育短時間」利用に区分され、施設を利用できる1日あたりの時間が定められます。

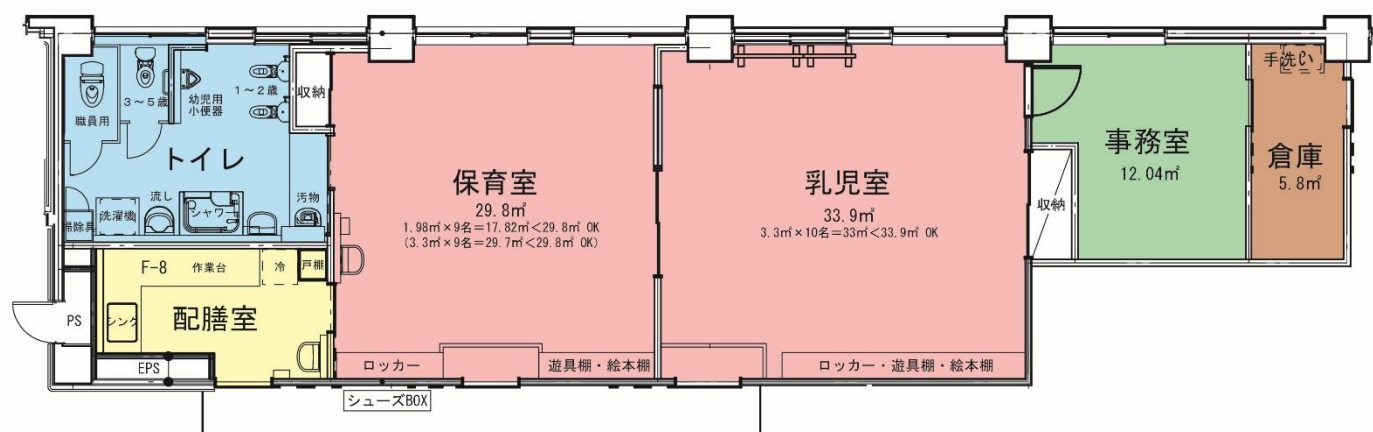
- ・保育標準時間利用(1日あたり最長11時間)・・・主にフルタイム労働
- ・保育短時間利用(1日あたり最長8時間)・・・主にパートタイム労働

※どちらの認定でも預かることが可能です。

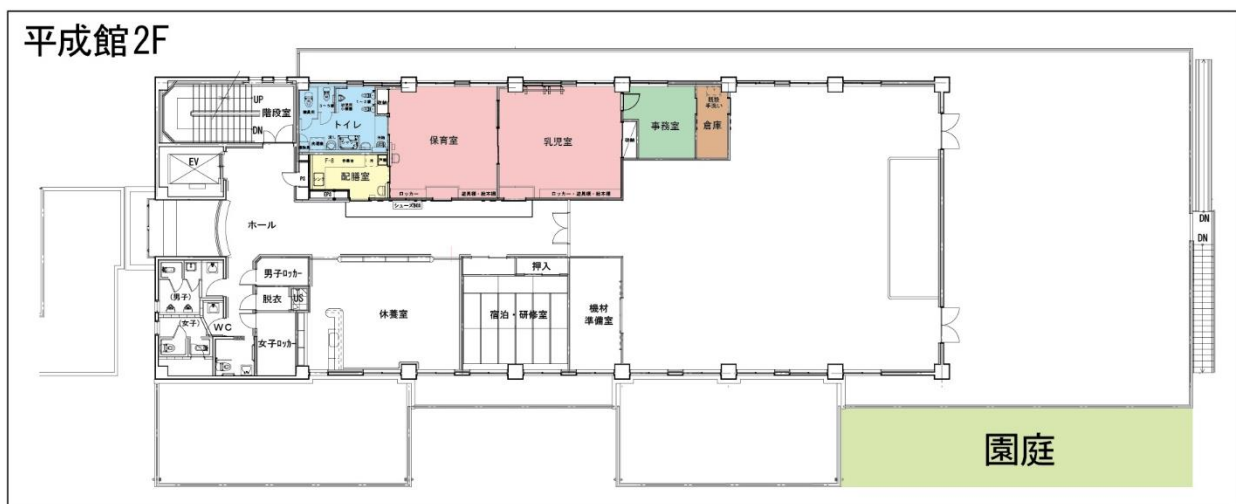
(2) 施設の概要・位置

敷 地	敷地面積 13,965.8 m ²		
建 物	特別養護老人ホーム福寿園内平成館（RC 造 2 階建）の2階に併設 保育園の延床面積 119.93 m ²		
施設の内容	乳児室（乳児室・ほふく室）	1 室	33.9 m ²
	保育室	1 室	29.8 m ²
	児童用トイレ及びシャワーブース	1 室	16.1 m ²
	配膳・調乳室	1 室	8.7 m ²
	事務室	1 室	13.4 m ²
設備の種類	冷暖房、床暖房、インターフォンほか		
園庭	敷地面積 139.59 m ² 芝、ゴムチップ、砂場、東屋		

【保育園平面図】



平成館2F



全体図

6. 入園手続き

入園手続きは以下の手順で行ないます。

1. 福寿会より、入園書類一式をお受け取り下さい。



2. 書類を保育園に提出します。



3. 保育園との面談日を決めます。

面談日が決まりましたらご連絡いたします。



4. 保育園にて面談いたします。

面談前に提出が間に合わなかった書類をご持参ください。

7. 入園時の提出書類

- ・ご準備の際は、入園面談チェックリストでチェックをしてご対応ください。
- ・面談日に、入園面談チェックリストと入園時資料一式を揃えて、お子さまと一緒に園へお越しください。

※入園登録申込書にご記入いただいた情報が変更になられた場合（予防接種を受けた場合も）、必ず園にお伝えください。児童票に追記させていただきます。

入園時保育資料一式（提出用）

◆【園児】月極保育・一時保育をご利用の場合

①入園登録申込書

※お子さまとお迎えに来ていただく方（全員）の写真を必ず貼付する、またはご持参ください。

②緊急時対応事項及び承諾書

※月日の記載、押印をお忘れのないようにお願いいたします。

③児童票

④健康診断書

⑤入園前発育状況確認票（0～2歳児用・3～5歳児用）

⑥食事歴調査票（0～1歳児対象）

※0～1歳児を対象としていますが、対象年齢以外のお子さまでも不都合がある場合はご提出ください。

⑦食物アレルギーに関する申告書

※食物アレルギーの有無にかかわらず、ご提出ください。

⑧個人情報取得同意書

※写真掲載等の使用に対するの同意書になります。

※2通に、署名・捺印のうえ、1通をご提出ください。（1通は保護者様、1通は保育園で保有）

※一時保育は、「月極保育児」のお預かりを優先的に考え、定員の枠が空いている場合、保育対応を行いません。「月極保育」でお預けしていない方も「一時保育」をご利用いただけます。「一時保育」はご家庭の諸事情により、お子さまを見られる方が不在になる等、単発でお預かりするシステムです。月極保育児を優先的にお預かりする場合を、ご了承ください。

《従業員枠の方》

- ・就労証明書 ※福寿会の就労証明書は必要ありません。
- ・支給認定証（2号認定もしくは3号認定）※就労証明書が取れない場合（例：自営業、介護、就職活動中など）
お住いの市区町村の役所へ申請してください。

《地域枠の方》

- ・支給認定証（2号認定もしくは3号認定）
お住いの市区町村の役所に申請してください。

◆上記の保育資料一式の他、必要に応じて提出するもの

●アレルギーをお持ちのお子さまの場合

- ・①保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表（医師記入）
（食物アレルギー・アナフィラキシー・アレルギー性鼻炎）
- ・②保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表（医師記入）
（気管支喘息・アトピー性皮膚炎・アレルギー性結膜炎）

・医師の診断書

※保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表提出が困難時は診断書提出でも可能です。
ただし、保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表と同等の内容を記入していただく必要がありますので、主治医にお伝えをお願いいたします。

●持病があるお子さまの場合

- ・持病に関する同意書（保護者様記入）
※持病がある方はご提出ください。合わせて診断書のご提出をお願いいたします。

●薬対応が必要なお子さまの場合

- ・与薬依頼票（保護者様記入）
※与薬依頼票の内容をよくご確認のうえ、保育園にご依頼ください。

【保育園での与薬（投薬）のルール】

- ① 保育園では与薬を行わないことが原則です。例外的に与薬を行うのは、医師が保育時間内に与薬が必要と判断した場合に限りです。受診の際、医師に保育園に通っている旨を伝え、1日2回（朝・夕）の投薬に調整していただくようお願いします。
- ② 園でお預かり、与薬する薬は医師処方のものに限りです。市販の薬はお預かりできません。
- ③ 与薬を依頼する場合は、事前に電話等で園に連絡し、お子さまのお名前、どんな薬か（薬品名、効用）、いつ与薬が必要かを必ずお伝えください。連絡なしの突然の薬のお預けは、誤薬を招く恐れがありますので堅くお断りします。
- ④ 薬を持参する前に、「与薬依頼票（『キッズたち』よりダウンロード可）」をご家庭で漏れなく記入してください。
1回の分量、いつどのような時に与薬するのか、保管場所、注意事項等を明確に記載願います。預ける当日に保育園で記入することは厳禁です。必ずご家庭でしっかり記入してください。なお、与薬依頼票は、1回の処方で1枚の提出、有効となります（例：5日分お薬が処方されたら、5日分で1枚の与薬依頼票の提出となります）。
- ⑤ 薬は1日分のみをお預けください（塗り薬やシロップはケースやチューブごとで構いません）。
- ⑥ 薬の容器や袋には、お子さまの氏名（フルネーム）を記入してください。
- ⑦ 薬を預ける際には、「①与薬依頼票」「②薬」「③薬の説明書」の3点を持参し、薬を園スタッフにしっかり見せて、注意点等は口頭でもお伝えください。
- ⑧ 保育園では降園後の薬の保管は行いません。お迎え時に余った薬をお持ち帰りください。

- 注1） 座薬は、慢性疾患のお子さまで、医師が園での座薬対応が必要と判断した場合に限り、園での与薬に対応します。
- 注2） 抗ヒスタミン剤、エビペン、吸入は基本的に園では対応いたしません。どうしても必要な場合は園スタッフにご相談ください。
- 注3） 発作時や症状がひどい時のみに飲む強めの薬（頓服）は、園スタッフでは与薬の判断ができないため、与薬対応いたしません。
- 注4） 気管支拡張剤（ホクナリンテープ等）を貼って登園する際は、与薬依頼票の提出は不要です。かけはしノート、連絡帳に貼った旨、貼った箇所を記載してください。園でのテープ張替えを依頼する場合は、与薬依頼票の提出が必要です。
- 注5） 日焼け止め、虫除けスプレー（クリーム）、虫刺され（ベビームヒ等）は、基本的に保育園での塗布は行いません。家庭で塗布してから登園、または園の外で塗布してから登園してください。（園で塗布対応する場合は、別途ご案内いたします）

- ・登園届（保護者様記入）
- ・医師の意見書（医師記入）

メ 毛

[illegible]

8. 園生活

(1) 開園日・開園時間

	従業員枠		地域枠	
	保育短時間 (1日8時間以内)	保育標準時間 (1日11時間以内)	保育短時間 (1日8時間以内)	保育標準時間 (1日11時間以内)
開園日	月曜日～土曜日		月曜日～土曜日	
保育基本時間	7:30～18:30 の間の8時間以内	7:30～18:30	7:30～18:30 の間の8時間以内	7:30～18:30
延長保育 (保育料に含む)	—	6:30～7:30 18:30～19:30	—	6:30～7:30 18:30～19:30
休園日	日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)		日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)	

※勤務変更等により登園日を変更する場合は、早めのご連絡をお願いいたします。当日または前日等の急な変更の場合は、園の預かり定員・職員配置の都合上などにより、お預かりが困難なことがありますので、ご理解をお願いいたします。

(2) 一日の流れ

0歳児	時間帯	1歳児～未就学児
○順に当園	9:30	○順に登園
○自発的な活動		○自発的な活動
○オムツ交換		○オムツ交換・排泄
○おやつ	11:00	○おやつ
○自発的な活動		○自発的な活動
○オムツ交換		○オムツ交換・排泄
○昼食準備	11:30	○昼食準備
○昼食		○昼食
○午睡準備(オムツ交換)		○はみがき
○午睡	12:45	○午睡準備(オムツ交換・排泄)
		○午睡
		○オムツ交換・排泄
○おやつ	15:00	○おやつ
○自発的な活動		○自発的な活動
○オムツ交換		○オムツ交換・排泄
○お迎えの順に降園		○お迎えの順に降園
○捕食(19:00を超える場合)		○捕食(19:00を超える場合)

※上記はあくまでも予定です。年齢や季節などにより、生活時間は異なります。

☆自発的な活動

(室内)

お絵かき・粘土・ブロック・パズル・おもちゃ・お遊戯・ごっこあそび・絵本・紙芝居・制作など

(室外)

園庭(砂場・乗用玩具・かけっこ)

近隣の公園訪問等を実施。他、年齢ごと、季節ごと、気候に合わせ様々なお散歩コースを選んで活動します。

(例)【年間行事予定】

春

4・5・6月

- 入園の会
- こどもの日
- 保育参加・保育参観・個人面談

夏

7・8・9月

- 七夕
- 水遊び
- 夕涼み会
- お月見

秋

10・11・12月

- 秋の遠足
- ハロウィン
- クリスマス会
- 保育参加・保育参観・個人面談

冬

1・2・3月

- お正月遊び
- 豆まき
- ひな祭り
- お別れの会（卒園式）

定例行事（毎月実施）

●お誕生日会

●身体測定

●防災・避難訓練

※上記の行事予定はあくまで目安です。在園児の様子、月齢、年度により異なります。

年度初めの行事計画のご案内、毎月の園のおたより等で事前にご案内いたします。

(3) 登園予約と登降園

- ① ご利用日の予約は、『kids たっち（登降園管理システム）』で行ってください。



（登録手順書をご確認ください。）

お手持ちのスマートフォン等でQRコードを読み取って、登録ページを開きます。入園登録フォームから、お子さまの情報等を入力してください。登録が完了しましたら、「マイページへ」を押して、保護者マイページへ遷移してください。登録後、カレンダーにご利用日を入力してください。登園時・降園時には、園のipadを使用して打刻をお願いいたします。

- ・月極保育・一時保育（学童・二重保育含む）の利用にかかわらず、次月の利用予定日（登園・降園時間予定）を、kids たっちの締切日（毎月25日）までにご入力ください。ご入力いただいたご予定を基に保育スタッフのシフトを作成し、予約人数分の給食・おやつ等の対応等を行います。急な変更の場合は対応が出来かねる場合がございますのでご了承ください。
- ・kids たっちの予約締切日後は入力での変更等は出来ません。利用予定日の予約・変更等につきまして、お電話または送迎時に承ります。分かった時点で早めにお伝えをお願いいたします。

- ② 送迎の際は、保育スタッフに必ずお声掛けください。

（迎えに来ていただく方は、入園面談時に写真提出をされている成人の方に限ります。）

<登 園>

- ・開園時間以降から、お子さまをお預かりいたします。勤務状況に合わせての預かり対応を行いますが、調整が可能でしたら、毎日の生活リズムを考慮し、9:00頃までに登園をしていただくことが望ましいです。
- ・給食の都合もありますので、欠席・遅刻・早退等の場合、分かった時点でご連絡をお願いいたします。

<降 園>

- ・お迎えの方が変更になる場合、必ず事前にご連絡ください。写真提出をされている方がお越しになられましても、事前にお迎えの変更連絡がない場合は、お子さまをお渡しできかねます。尚、写真提出がない方がお迎えにお越しいただく場合、その方の情報をしっかりお伝え願います。確認困難時はお子さまをお渡しできかねることもございます。合わせてご了承ください。降園時間までにお迎えをお願いいたします。

- ③ 一度降園した後に、その日のうちに再度登園することはご遠慮ください。
（ご家庭の用事で預けることはNG、仕事による場合は園にご相談ください）

(4) 園と家庭の連絡

【かけはしノート】

- ・0～2 歳児は、複写式の「かけはしノート」をご家庭と保育園とのやり取りで 사용합니다。
お子さまの健康状態や日々の成長について、情報を提供するための大切なものです。お子さまの園での様子をお伝えしますので、毎日必ず確認してください。ご家庭での様子や相談などをご記入ください。
- ・3 歳児以上は、連絡ノートになります。

【配布物】

- ・園だより（毎月） ・献立表（毎月） ・集金袋（教材、行事費等で必要に応じて配布、回収）

【その他】

- ・行事やお知らせしたいことなど、必要に応じてプリントを配布しますので、各文書によく目を通していただき園からの連絡事項をご確認の上、必要なものは期日までに提出していただきますようお願いいたします。
- ・朝出かけるときに何か変わった様子がある時は、登園時に口頭等で保育者へお知らせください。
（気分が悪い・朝食をとらない・機嫌が悪く登園をしづる・風邪気味など）
- ・お子さまに関する園への連絡、保育についてのご相談・疑問に思うことへの問い合わせやご要望など、随時承ります。お気軽にお伝えください。

(5) 給食およびおやつ

1. 提供方針

食事はすべての活動の源となる大切なものと認識しています。そのため、安心して摂取でき、丈夫な身体作りに努める給食提供を目指しております。手作りの季節に合った旬のもの提供します。

2. 提供方法

特別養護老人ホーム福寿園 厨房より提供



3. 献立

保護者の方には、前月25日ごろに翌月の献立表（食材や栄養分などを掲載）をお配りします。

4. 衛生管理等

- ・管轄保健所に給食開始届等を提出し、開設前および定期的に保健所による衛生指導を受けます。
- ・水道水の確認（色・濁り・臭い・異物）を、1日2回（朝・夕）実施しています。
- ・調理員は毎月検便を行ないます。※10月～3月：ノロウイルス（必要時）検査対応
- ・そのほか、日々、毎月のチェックリストにより衛生管理を実施しています。

5. アレルギー等への対応

- ・食物アレルギーをお持ちのお子さまについては、基本は「アレルギー除去食」にて対応させていただきます。その際、医師記載による「食物アレルギーに対する指示書」の提出が必須となります。
 - ・症状に応じて定期的に受診をしてください。受診後の再評価により、お子さまのアレルギーの耐性の推移・経過の報告、「食物アレルギーに対する指示書」の提出をお願いします。
- ※アレルギーの程度や除去食物の種類によっては給食対応が難しいこともあります。
その場合はお弁当持参をお願いすることもあります。ご了承ください。
- ※保護者独自の判断で食物除去をしないでください。
必ず定期的にアレルギー抗体検査や診断を受け、医師の指示に従いましょう。

(6) 変更があった場合

引っ越し、就労時間変更、部署、職業等、ご家庭の状況に変更がある場合、早めに園までお知らせください。また、入園時にご提出いただいた記入内容と異なる場合は分かった時点でお伝えをお願いいたします。

(7) 利用の終了・退園・休園

1. 利用の終了について

当園は以下の場合には、教育・保育の提供を終了いたします。

- 6歳の誕生日を過ぎて3月31日となったとき（3月31日が最終登園日）
- 保育の必要性の事由に該当しなくなったとき
- 地域枠で在籍の場合、要件に該当しなくなったとき
- 従業員枠で在籍の場合、保護者が退職したとき
- その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

2. 退園について

- ・家庭の事情等により退園する場合は、「退園届」が必要となりますので、園にご請求ください。
- ・退園される場合は、遅くとも退園する前月の15日までに退園届のご提出をお願いします。

3. 休園について

- ・諸事情等により1ヶ月以上休園される場合は「休園届」が必要となりますので、園までご連絡ください。
- ・休園される場合は、遅くとも休園する月の前月15日までにご提出をお願いします。
- ・休園期間も保育料・その他の料金は発生します。

(8) 慣らし保育

入園当初から長時間の保育は、お子さまにとって大きな負担になります。お子さまの状態を見ながら、保護者の方と相談の上、一日でも早く園に慣れるため徐々に保育時間を延長する「慣らし保育」を行ないますのでご協力をお願いいたします。おおよそ1週間を目途にしておりますが、お子さまによっては、2週間程度かかる場合があります。

9. 健康と安全

(1) 園での病気や怪我の対応

＜怪我・打撲や捻挫など経過観察が必要な場合＞

- ・園で応急処置をします。
- ・その時は異常がなくても、後から腫れや痛みがでることがあります。帰宅後も経過を見てください。容態が変わった場合には病院で受診した後、園に連絡をお願いいたします。

＜医師の治療を必要とする怪我をした場合＞

- ・医師の治療が必要だと判断した時点で、保護者に連絡します。
- ・保護者の方に付き添っていただき、かかりつけの医療機関で受診します。連絡の取れない場合は、園近隣の医療機関で受診します。
- ・緊急を要すると判断した場合は、すぐに園近隣の医療機関で処置していただき、受診中または受診後に保護者に連絡することがあります。あらかじめご了承ください。

(2) 感染症

- ・学校保健安全法で定められた（保育所において予防すべき）感染症にかかっている、かかっていると疑いがある等の場合は、感染拡大を防ぐため、また、余病の併発防止のため、「感染と登園に関して」の登園の目安期間、医師による登園許可（受診された医師優先）が出るまで登園をお控えください。
- ・尚、登園時に様式1「登園届（保護者記入用）」、様式2「登園届」（インフルエンザ用）（登園届）あるいは様式3「医師の意見書（医師記入用）」のご提出をお願いいたします。詳細は下表をご覧ください。

様式	提出方法	該当する感染症について
様式1 様式2 「登園届」	医師の指示のもと、保護者の方が記入した 様式1「登園届」、様式2「登園届」（インフルエンザ用）をご提出ください。	末尾添付の様式1 様式2「登園届」あるいは 様式3「医師の意見書」に記載されている感染症一覧をご確認ください。
様式3 「医師の意見書」	かかりつけの医師にご記入いただいた 様式3「医師の意見書」をご提出ください。 （病院の様式でも可）	

(3) 与薬

・与薬依頼票（保護者様記入）

保育園では、原則として薬はお預かりしておりません。医師の判断で、保育の与薬が必要と認められた時、かつ医師が処方した薬に限らせていただいております。下記の内容をよくご理解のうえ、保育園にご提出ください。

- ①この書面に記載の薬のみをお預かりします。その際、必ず薬または容器に氏名（フルネーム）をご記入し、職員に手渡ししてください。
- ②薬は1日分のみをお預けください（塗り薬の場合はケース、チューブごとで構いません）。保育園内での保管・管理については、十分職員にご周知ください。薬の有効期間、保管状態に関しては、保護者様の責任でお願いします。
- ③万一、指示通りの与薬・塗布によりお子さまに何らかの症状や影響が出た場合、保育園では一切責任は負いません。
- ④吸入対応は行っておりません。気管支拡張剤、座薬は慢性疾患に限り対応いたします。気管支拡張剤を貼って登園する場合は、当与薬依頼票の提出は必要ございません。保育園で貼り替える必要がある場合は、貼付する場所を体の図にご記入（○印）してお知らせください。尚、気管支拡張剤1枚ずつにも必ず記名をしていただき誤飲防止のためのご協力をお願いいたします。

(4) 嘔吐・下痢

- ・嘔吐・下痢の症状がみられた場合には、お迎えをお願いいたしますのでご了承ください。
- ・症状が回復し、普段通りの生活（食事・排泄・機嫌）が送れるようになってから登園をさせるようにしてください。回復前の登園は状態の悪化、病気を長引かせてしまうことになります。また、集団生活のため、集団感染の危険が伴います。
- ・下痢、嘔吐で汚れた衣服につきましては、感染症予防の観点からそのまま返却させていただきます。ご了承くださいますよう、お願いいたします。

(5) 体温と対応

<朝の検温>

- ・登園前に検温し（健康状態確認のため）、かけはしノートにご記入ください。
- ・子どもは一般的に平熱+1℃以上を発熱と考えるので、登園を控えていただき、かかりつけ医に受診、ご家庭で休養するようにしてください。

<園での発熱の場合>

- ・平熱+1℃以上の発熱症状、他の症状がみられた場合、感染症が疑われますので、ご連絡を入れさせていただきます。お子さまの様子によりお迎えをお願いさせていただくことがございますのでご了承ください。

(6) 予防接種

- ・予防接種を受けた後は副作用が起きる可能性もありますので、ご自宅でゆっくりと過ごせるようにご協力をお願いいたします。また、予防接種を受けられましたら園に必ずお知らせください。

(7) 健康診断

① 健康診断

- ・当園の嘱託医において年2回の健康診断を園で実施いたします。結果については、成長の記録（カード）で後日お知らせいたします。

※健康診断時に欠席された場合につきましては、園からお伝えをさせていただきます。

② 歯科検診

- ・当園の嘱託歯科医において、年1回の歯科検診を実施いたします。結果について、成長の記録（カード）備考欄に記入してお知らせいたします。

※歯科検診時に欠席された場合につきましては、園からお伝えをさせていただきます。

③ 身体測定

- ・身長・体重の測定を毎月行ないます。結果については、成長の記録（カード）で後日お知らせいたします。

※成長の記録（カード）に、身長と体重の色分けをしてお子さまの成長グラフを作成してください。

(8) 非常災害時の対策

避難勧告（自主避難）・避難指示（避難開始）が発令された時は、状況により電話等での連絡、災害用伝言ダイヤルを活用し、メッセージを残します。

【登園前】

- ・避難勧告（自主避難）・避難指示（避難開始）が発令された時は、自主登園となります。無理に登園することなく、一番の安全対策をお取りください。

【登園後】

- ・避難勧告（自主避難）・避難指示（避難開始）が発令された時は、お子さまの安全に注意し、全てのお子さまがお迎えに来るまで園で保育をいたします。

避難訓練	火災及び地震を想定した防災・避難訓練（月 1 回）を実施します。
防災設備	自動火災報知設備・スプリンクラー設備・消火栓・消火器
緊急避難場所	福寿園前駐車場 または 南砺家庭・地域医療センター前
広域避難場所	南砺市福野中学校グラウンド

※年に3回（4 か月毎）に不審者訓練を行ないます。

消防署	管轄消防署：砺波地域消防組合消防本部 南砺消防署 【所在地】〒939-1744 富山県南砺市天地 99 【TEL】0763-52-0119
警察署	管轄警察署：南砺警察署 福野交番 【所在地】〒939-1561 富山県南砺市福野 1316 【TEL】0763-22-2019

★災害用伝言ダイヤル

お子さまの引き渡し場所を確認するため、次の場合には災害用伝言ダイヤルを活用いたします。ご自宅または保育施設の電話番号でメッセージをご確認ください。

- ① 保育施設から避難所に避難した時は保育施設の電話番号にメッセージを残します。
- ② お子さまが医療機関へ搬送された時は、ご自宅の電話番号にメッセージを残します。

～災害用伝言ダイヤルの再生方法について～ まずは 171 に電話をかけてください	
ガイダンス	ダイヤル
「こちらは災害時伝言ダイヤルセンターです。録音される方は1（いち）、再生される方は2（に）、暗証番号を利用する録音は3（さん）、暗証番号を利用する再生は4（よん）をダイヤルしてください。」	2 を押す
「被災地の方はご自宅の電話番号、又は被災地以外の方は被災地の電話番号をダイヤルしてください。」 あすなろ保育園 電話番号：0763-23-2915	保育園の 電話番号を 押す
「電話番号 0763-23-2915 の伝言をお伝えします。プッシュ式の電話番号をご利用の方は数字の1（いち）を押してください。ダイヤル式の方はそのままお待ちください。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直してください。」	1 を押す
「新しい伝言からお伝えします。伝言を繰り返すときは数字の8（はち）を、次の伝言に移るときは数字の9（きゅう）を押してください。」	再生は8、 次の伝言は9 を押す

★伝言を残した場合（伝言の例）

①保育施設の電話番号に残した伝言（例）

「こちらはあすなろ保育園です。△△△ちゃんは×××（避難場所）へ避難いたしましたので、お迎えは避難所の方をお願いいたします。」

③ 自宅の電話番号に残した伝言（例）

「こちらはあすなろ保育園です。△△△くんは×××（病院名）へ搬送されましたので病院に直行してください。」

(9) 虐待の対応

当園は、利用乳幼児の人権の擁護および虐待の防止を図るため、園長を責任者とし、必要な体制の整備を行なうとともに、職員に対する研修の実施、その他必要な措置を講じます。

管轄児童相談所	高岡児童相談所
住 所	〒933-0045 富山県高岡市本丸町 12-12
電話番号	0766-21-2124

(10) 賠償責任保険の加入

当園では、以下の賠償責任保険に加入しております。

加入保険	一般社団法人日本こども育成協議会
保険会社	損害保険ジャパン株式会社
保険の種類	保育所経営者賠償補償、園児のための傷害事故補償

■ 保育所経営者賠償補償

保育所の施設・設備の欠陥または職員の業務上の管理・指導ミスや提供した飲食物の事故により、法律上の損害賠償責任を負担することになった場合の補償。

身体賠償 財物賠償 (施設・昇降機) 支払限度額	身体賠償 財物賠償 (生産物) 支払限度額	総支払限度額	自己負担額
2億円 (1名/1事故)	2億円 (期間中)	2億円 (お支払する保険金の最高限度額)	1千円 (1名/1事故/期間中)

園児のための傷害事故補償

園児の保育所管理下の急激、偶然、外来の事故によるケガを補償。

死亡・後遺障害保険金額	入院保険金額	通院保険金額
100万円	1,500円	1,000円

加入保険	独立行政法人 日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度
------	------------------------------

■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

※障害見舞金及び死亡見舞金の給付金額は、令和元年度から改定しています。

災害の種類	災 害 の 範 囲	給 付 金 額
負 傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾 病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの 〔学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病〕	
障 害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第1級から第14級に区分される。)	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学(園)中の災害の場合 2,000万円～44万円〕
死 亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円(通学(園)中の場合 1,500万円)
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円(通学(園)中の場合 1,500万円)
	運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円(通学(園)中の場合も同額)

(11) 個人情報

- 当園の運営事業者および従事するすべての職員は、保育を提供するうえで知り得た児童、保護者およびその家族に関する情報を第三者に対して漏らさないこととし、この守秘義務は、契約終了後も同様とします。
- サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために、事業者が児童および保護者の個人情報の提供を行うことを、保護者との契約書『個人情報取得同意書』を交わすことによって、保護者は同意することといたします。
- 施設運営内容の向上を目的とした運営委員会等の会議体に対し、事業者が児童および保護者の個人情報を提供する場合がある場合は、その都度文書で保護者の同意を得るものとします。
- 行事や保育中の様子を撮影した写真・映像等（保護者や児童の関係者、保育園等が撮影したもの）は、個人による観賞のみを利用目的とし、SNS（ソーシャルネットワーク：ツイッター、フェイスブック等）、ブログ、YouTube、ホームページ、チラシ、ポスター、その他不特定多数の人物に公開する媒体への利用掲載を固く禁止します。保護者自身のお子さま以外の人物（児童や保護者等）が映っている写真・映像等を許可なく掲載した場合、大きなトラブルの原因になりますので十分ご注意ください。

10. 料金

(1) 保育料等

		地域枠・提携企業	従業員枠
利用料	保育料金	両親の市町村民税所得割課税額が48,600円未満の方 ●0～2歳児の子供 月額 22,000円 （保育時間が1日11時間以内の場合の金額） ●3～5歳児の子供 保育料月額 17,500円 給食材料費月額 4,500円 両親の市町村民税所得割課税額が48,600円以上の方 0～2歳児の子供 月額 27,000円 （保育時間が1日11時間以内の場合の金額） 3～5歳児の子供 保育料月額 22,500円 給食材料費月額 4,500円 延長保育をご利用の方 延長保育 100円/日	福寿会職員のお子さまで両親の市町村民税所得割課税額が48,600円未満の方 0～2歳児の子供 月額 10,500円 （保育時間が1日11時間以内の場合の金額） 3～5歳児の子供 保育料月額 8,500円 給食材料費月額 2,000円 福寿会職員のお子さまで両親の市町村民税所得割課税額が48,600円以上の方 0～2歳児の子供 月額 15,500円 （保育時間が1日11時間以内の場合の金額） 3～5歳児の子供 保育料月額 13,500円 給食材料費月額 2,000円 延長保育をご利用の方 延長保育 100円/日
	その他	クリーニング代（お昼寝布団、シーツ、パット） 月額 1,000円	

※利用料の他、行事費等は別途徴収いたします。

○無償化対象者の保育料

0～2 歳児の子供のうち住民税非課税世帯（生活保護者、里親を含む）であって保育の必要性がある子供は全額無償となります。

3～5 歳児の子供のうち保育の必要性のある子供は保育料のみ無償となります。

※保育料の算定基準となる市町村民税の対象年度は 4 月から 8 月までは前年度の、9 月から翌年 3 月まではその年の市町村民税額を基準とします。そのため、毎年 9 月分から新たに決定した保育料となります。

○当年度

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
前年度市町村民税					当年度市町村民税で算定						

○翌年度

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
前年度市町村民税					当年度市町村民税で算定						

利用料として上記金額を毎月指定日に引き落としさせていただきます。

その後、以下の条件に該当する方は年度末に南砺市へ補助申請することにより、補助金が振り込まれる制度があります。

また、福寿会職員のお子さまで南砺市以外の場合についても申請により以下の金額と同額を福寿会が補助します。

※補助金については、毎月の保育料を納めていただき、年度末申請により一括振り込みとなります。

申請手続き等については、該当者様に別途ご案内いたします。

①南砺市の方で最年長のお子さまが小学校 3 年までの場合 2 人目のお子さまには、本人申請により※注）利用料の 1/2 が南砺市から補助されます。

②南砺市内の方で第 3 子以降のお子さまには本人申請により※注）利用料の全額が南砺市から補助されます。

※注）ここでいう利用料とは南砺市保育料基準額と上記金額を比較して低い額をいいます。

（２）一時預かり保育料

※従業員枠のみ

区分		保育料
一時保育	5 時間以上	1,800 円／日
	5 時間未満	1,200 円／日

※月額の上限は 22,000 円

（３）支払い方法

当施設における毎月の基本保育料お支払方法は以下の通りです。

料金のお支払いは、指定の金融機関口座より自動引落となります。「口座振込依頼書」に必要事項をご記入の上、当園にご提出ください。引き落としは毎月 17 日となります。

例） 10 月 17 日に引き落とされる料金内訳

9 月の保育料金＋その他の料金＋口座振替手数料 110 円

なお、自動引落の手続き完了まで 2 ヶ月程度かかりますので、その間は毎月 17 日までに下記の口座までお振込みをお願いします。自動引落の手続きが完了しましたらその旨をご案内します。
また、毎月の保育料等の自動引落が保護者都合によりできなかった場合についても指定の期限までに下記口座までお振込をお願いします。

＜振込先＞	金融機関	北陸銀行福野支店
	口座番号	普通預金 6030352
	口座名義	社会福祉法人福寿会

(4) 実費徴収 (10%税込)

No.	品 名	金 額	備 考
1	自由画帳	360 円	1 歳児以上、都度購入
2	集金袋	60 円	すべて記載し終わった際に都度購入
3	園児用帽子	乳児用 1,060 円 幼児用 870 円	入園時等（希望購入） 乳児用（0～1 歳児）48～52 cm 幼児用（2 歳児以上）53～56 cm

※上記につきましては、入園後に集金袋をお渡しし、実費徴収させていただきます。

11. おもいでアルバム 【株式会社スタジオアリスとの提携】

園でのお子さまの様子（保育スタッフ撮影）を、「egao スクールフォトサービス」にて、写真の閲覧・購入をしていただけるサービスになります。写真の公開期間中は、PC・スマートフォン・タブレットで 24 時間閲覧・購入することが可能です。写真が届くまでには、個人でのお申込みの場合 10 日程度、園での申し込みの場合 1 カ月程度、お時間をいただきますのでご了承ください（申し込みにつきましては、園にご確認ください。）詳しくは「egao スクールフォトサービス」のご案内を配布いたしますのでご覧ください。

会員登録をいただいた方には、園の方から“オリジナルアルバム（バインダー）”をお渡しいたします

12. 持ち物

(月極児) 年度初めにご提出いただくもの

- ・ビニール袋（持ち手つきのもの）……50枚

登園の際にご持参いただくもの

- 全ての持ち物の見えやすい場所に見える大きさに記名（フルネーム）してください。氏名が消えそうになった場合は必ずご対応ください。
- 当日の登園の際、必要なものをバッグに入れてご持参ください。

※お薬・集金袋をご持参いただいた場合、職員に必ず手渡ししてください。



＜月極保育のお子さま＞

品 名		0 歳児	1 歳児	2 歳児～	持ち物の使用用途・目的・保護者様へのお願い
毎 日	持ち手付きビニール袋／2～3 袋	●	●	●	汚物や着替え用に使います。
	食事用エプロン／3 枚	●	●	－	午前・午後のおやつ用 2 枚と食事用 1 枚
	スタイ／2～3 枚	●	●	－	必要に応じてご持参ください。
	おしぼり／3 枚	●	●	●	AM おやつ・食事・PM おやつに 1 枚ずつ使用します。 ※水に濡らさずにご持参ください。
週 1 回	タオルケット（夏）／1 枚	●	●	●	
	歯みがきセット （歯ブラシ・うがい用コップ）	－	●	●	お子さまに合わせて開始いたします。歯ブラシ・うがい用コップを巾着袋に入れてご持参ください。歯ブラシは、定期的に新しいものに交換してください。
園 に 常 備 す る 物	着替え（上下）／3～4 組 下着／3～4 組	●	●	●	1 歳以上のお子さまは着脱の練習を促すためつなぎの服はお控えください。季節にあったものを、園に常備し、使用した分だけを毎日持参して補充してください。
	ポリ袋（安いものでよい） ※アイラップなど	●	●	●	なくなりそうになりましたら、お声がけいたします。
	紙オムツ／1 パック	●	●	●	紙オムツ 1 枚ずつに見える大きさに記名してください。必要に応じてご持参ください。園で 1 パックの保管をいたします。
	おしり拭き／1 個	●	●	●	なくなりそうになりましたら、お声掛けいたしますのでご持参ください。
	置き靴（戸外遊び用）／1 足	●	●	●	靴を履いて登園する場合は不要です。
	マグマグ／1 個	●	●	－	食事用コップの代用。園で保管いたしますので、必要な方はご持参ください。
	哺乳瓶／使用する分	●	●	－	耐熱性のものを必要に応じてご持参ください。 園で保管いたします。

※ミルクは福寿会でご用意いたします。母乳の方はスタッフまでご相談ください。

※玩具等の私物の持参は破損・紛失の可能性があるためお断りしております。

＜一時保育＞

品 名		0 歳児	1 歳児	2 歳児～	持ち物の使用用途・目的・保護者様へのお願い
登 園 に 必 要 な 方 の 持 参	着替え（上下）／3～4 組 下着／3～4 組	●	●	●	1 歳以上のお子さまは着脱の練習を促すためつなぎの服はお控えて、季節にあったものを持参してください。
	持ち手付きビニール袋／2～3 袋	●	●	●	汚物や着替え用に使います。
	食事用エプロン／3 枚	●	●	－	午前・午後のおやつ用 2 枚と食事用 1 枚
	スタイ／2～3 枚	●	●	－	必要に応じてご持参ください。
	おしぼり／3 枚	●	●	●	AM おやつ・食事・PM おやつに 1 枚ずつ使用します。 ※水に濡らさずにご持参ください。
	タオルケット（夏）／1 枚	●	●	●	
	歯みがきセット （歯ブラシ・うがい用コップ）	－	●	●	お子さまに合わせて開始いたします。歯ブラシ・うがい用コップを巾着袋に入れてご持参ください。歯ブラシは、定期的に新しいものに交換してください。
	紙オムツ／必要数	●	●	●	紙オムツ 1 枚ずつに見える大きさに記名してください。
	おしり拭き／1 個	●	●	●	
	靴（戸外遊び用）／1 足	●	●	●	靴を履いて登園する場合は不要です。
	マグマグ／1 個	●	●	－	お子さまに合わせて、ご持参ください。
	哺乳瓶／使用する分	●	●	－	耐熱性のものを必要に応じてご持参ください。

※ミルクは福寿会でご用意いたします。母乳の方はスタッフまでご相談ください。

※玩具等の私物の持参は破損・紛失の可能性があるためお断りしておりますのでご了承ください。

13. 服装

お子さまが活動しやすい服装で登園してくださるようご協力をお願いいたします。

ご家庭でご着用のものでご用意いただいても良いのですが、新たに揃える場合は以下を参考にお選びください。

① 活動しやすいもの

- ・伸縮性のある（動きやすい）服がよいでしょう。
- ・飾りのボタンやひも、フードのついていないシンプルな形が安全です。
- ・ずり落ちたりせず股上丈が深いズボン、上着はお腹や背中が出ないように丈の長いものがよいでしょう。
- ・すそが長すぎるズボンは動きにくく、危険です。

② 着脱を習慣づけるために

- ・ズボン、パンツはゴム入りの簡単なものをおすすめします。
- ・前襟ぐり、袖ぐり、袖下にゆとりがあるものがよいでしょう。
- ・前開きの衣類はボタンが大きめのものが着やすいようです。
- ・靴は、かかとを持って履ける運動靴をおすすめします。園外遊びや散歩をたくさんしますので、足に合った靴をお選びください。

③ 安全で洗濯しやすいもの

- ・シャツは汗や汚れを吸収し、通気性の良い綿素材がよいでしょう。毎日の洗濯が可能で、肌への刺激も少ないです。特に、乳児は肌への刺激を考え、化繊の下着は避けましょう。
- ・スタイは、使用しやすいものをご用意ください。

④ オムツについて

- ・ご家庭でご使用になられている紙オムツ（紙パンツ）等をお持ちください。
- ・紙オムツ（紙パンツ）1枚ずつに見える大きさに記名をしてください。
- ・園で使用した紙オムツは園で処分します。
- ・紙オムツが不足した場合には、園にある紙オムツ（紙パンツ）を使用いたします。使用した分は、後日に返却をお願いいたします。
- ・「おしり拭き」は各自ご用意ください。

14. 苦情申出窓口

当園は、利用者の皆様から寄せられた苦情について、適切な対応によりその解決にあたります。
ご不満、ご指摘、ご要望などございましたら下記まで何なりとご相談ください。

お客様相談窓口	キッズコーポレーション 総務課
連絡先	0120-080-710（フリーダイヤル）
受付時間	9:00～17:00（平日）
苦情解決責任者	園 長 宮嶋 実喜子
第三者委員	横堀法律事務所 弁護士 横堀太郎 電話： 028-622-4588

15. SIDS（乳幼児突然死症候群）

乳幼児突然死症候群（SIDS）から赤ちゃんを守るために、当園では以下のように気を付けます。

- うつぶせ寝は危険ですので、仰向け寝で対応させていただきます。
（医師からうつぶせ寝をすすめられている場合を除きます）
- 保育室にひとりにしません。
- 保育者が睡眠時にも見守り、定期的に睡眠観察いたします。
- 枕は窒息防止の観点から禁止とさせていただきます。
- ベッドまわりには、ひも状の危険なものを置きません。
- 定期的な健康診断をもとに、お子さまの発達の様子を把握いたします。



保護者の皆さまへご協力をお願い

SIDSはご家庭での生活環境が大切です

SIDSから
赤ちゃんと一緒に
守りましょう



SIDS (Sudden Infant Death Syndrome) = 乳幼児突然死症候群とは

それまで元気だった赤ちゃんが、事故や窒息ではなく睡眠中に突然死亡する病気です。
日本では、およそ6,000人～7,000人に1人の赤ちゃんがこの病気で亡くなっていると推定されています。
生後2ヵ月から6ヵ月に多く、まれに1歳以上でも発症することがあります。SIDSから赤ちゃんを守るため、
以下のような育児習慣等に留意することで発症のリスクの低減が期待されています。



1 うつぶせ寝は避けてください

うつぶせ寝が、あおむけ寝に比べてSIDSの発症率が高いという研究結果がでています。医学上の理由で必要なとき以外は、赤ちゃんの顔が見えるあおむけに寝かせるようにしましょう。また、赤ちゃんをなるべく一人にしないことや、寝かせ方に対する配慮をすることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことになります。

保育園ではあおむけ寝で入眠できるよう保育しています。
ご家庭でうつぶせ寝の習慣がある場合は、
あおむけ寝にするようご協力をお願いいたします。



2 喫煙を避けてください

両親が喫煙する場合、両親が喫煙しない場合よりSIDSの発症率が高くなるというデータがあります。妊婦自身が禁煙することはもちろん、妊婦や乳児のそばでの喫煙も避けるよう、身近な人の協力が必要です。



3 母乳育児のお手伝いをいたします

母乳で育てられている乳児は、人工乳の乳児と比べてSIDSの発症率が低いといわれています。人工乳がSIDSを引き起こすわけではありませんが、母乳で育てることをお勧めします。

 **Kids Corporation**

保護者記入用

登 園 届

登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。
 (なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。)

登 園 届 (保護者記入欄)	
園長 殿	園児氏名
病名【 】と診断され、令和 年 月 日、 医療機関名【 】において症状も回復し、集団生活に支障がない状態と 判断されましたので登園いたします。 保護者氏名: _____	

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。

一人一人の子どもが一日 快適に生活できるように、感染症の集団発症や流行を抑えるため、

下記の感染症については、登園の目安を参考にかかりつけ医の判断に従い、『登園届』のご提出をお願いいたします。

子どもの健康回復状態が、保育園(集団)生活が可能な状態となつてからの登園であるようにご配慮ください。

※感染力のある期間もご注意ください。

医師の診断を受け、保護者が記入する「登園届(保護者記入用)」が必要な感染症		
病 名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬服用後、24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、 普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを 排出しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、 普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間 できない感染症については(―)としている	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水泡を形成している間	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
突発性発しん	――	解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと
伝染性膿痂疹(とびひ)	滲出液の多い時期	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(―)としている



保護者記入用

【1入-100-4_20210201】

登園届(インフルエンザ用)

園 園長

園児名： (組)

インフルエンザのため欠席させていましたが、回復しましたので連絡します。

インフルエンザの型	A 型() ・ B 型() ・ C 型() ・ 不 明
発症した日	※急な発熱、全身倦怠感(からだのだるさ)、悪寒(さむけ)などが出た日を示します。判断に迷う場合は医師に相談してください。月 日
解熱した(熱が下がった)日	月 日
登園を再開する日	月 日

受診した医療機関名

令和 年 月 日

保護者名 _____ 印

【インフルエンザの出席停止の期間の基準】

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで

(学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令 平成24年4月1日施行)

1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・30・31

※下記の出席停止日数の数え方を参考に、出席停止の日数の確認にご利用ください。

(凡例：発症日：□ 、 解熱日：◇ 、 出席停止の期間：_____ 、 登園可能な日：○)

※出席停止日数の数え方例(発症・解熱した日を0日目として数えます。)

- ① 2/1発症→2/2解熱→発症後5日経過→2/7から登園可。 1・2・3・4・5・6・7・8・9
- ② 2/1発症→2/3解熱→解熱後3日経過→2/7から登園可。 1・2・3・4・5・6・7・8・9
- ③ 2/1発症→2/4解熱→解熱後3日経過→2/8から登園可。 1・2・3・4・5・6・7・8・9

医師記入用

医師の意見書

登園の際には、下記の医師の意見書のご提出をお願いいたします。
(なお、登園の目安は、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。)

意 見 書 (医師記入欄)	
園長 殿	園児氏名
病 名:	記入日: 令和 年 月 日
令和 年 月 日から	医療機関:
症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので 登園可能と判断します。	医師氏名: ⑩

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。

一人一人の子どもが一日 快適に生活できるように、感染症の集団発症や流行を抑えるため、

下記の感染症について『医師の意見書』のご提出をお願いいたします。

子どもの健康回復状態が、保育園(集団)生活が可能な状態となつてからの登園であるようにご配慮ください。

※感染力のある期間もご注意ください。

医師が記入した「医師の意見書」が必要な感染症		
病 名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘(みずぼうそう)	発しん出現1～2日前から痂皮(かさぶた)形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下線または舌下線の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結 核	—————	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱・充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血・目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、 咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な 抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157・O26・O111等)	—————	医師により感染のおそれがないと認められていること。 (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎	—————	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	—————	医師により感染の恐れがないと認められていること
ウイルス性胃腸炎 (ノロ・ロタ・アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間 (量は減少していくが数週間ウイルスを排出している ので注意が必要)	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普通の食事がとれること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(―)としている

与薬依頼票（保護者記載用）

保育園では、原則として薬はお預かりしておりません。医師の判断で、保育中の与薬が必要と認められた時、かつ医師が処方した薬に限らせていただいております。下記の内容をよくご理解の上、必要事項をすべてご記入いただき、保育園にご提出ください。

- ① この書面に記載の薬のみをお預かりします。その際、必ず薬または容器に氏名(フルネーム)をご記入し、職員に手渡ししてください。
- ② 薬は1日分のみをお預けください(塗り薬の場合はケース、チューブごとで構いません)。保育園内での保管・管理については、十分職員にご周知ください。薬の有効期間、保管状態に関しては、保護者様の責任をお願いします。
- ③ 万一、指示通りの与薬・塗布によりお子さまに何らかの症状や影響が出た場合、保育園では一切責任は負いません。
- ④ 吸入対応は行っておりません。気管支拡張剤、座薬は慢性疾患に限り対応いたします。
気管支拡張剤を貼って登園する場合は、当与薬依頼票の提出は必要ございません。保育園で貼り替える必要がある場合は、貼付する場所を体の図にご記入(○印)してお知らせください。尚、気管支拡張剤1枚ずつにも必ず記名をしていただき誤飲防止のためのご協力をお願いいたします。

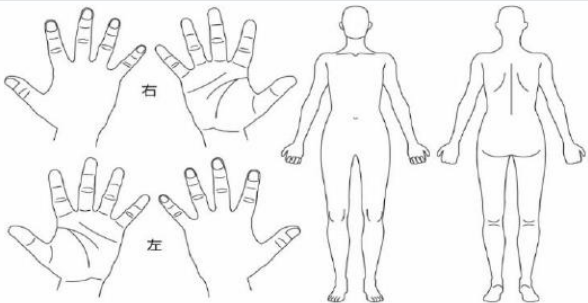
< 与薬承諾書 >

(保護者名) _____ は、 (お子さま名) _____ の薬を
保育園に預けるにあたり、上記の内容にすべて同意し、保育者による投薬・塗布を依頼します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (署名) _____ 印

◆ 預ける前のチェック項目

- ☐ 包装や容器にお子さまのお名前は記入されていますか
- ☐ 医師が処方した薬品であり、医師や薬局による薬剤情報提供書(薬の説明)が同封されていますか
- ☐ 薬は1回分ずつ小分けにしていますか

与薬を指示された 医療機関名				病 名 (症 状)		
No.	種 類	数 量	薬 品 名	服用時間	保管場所	備 考
例	粉薬	2	アスピリン ミヤBM	昼食後	常温	
1	粉 薬					
2	シロップ					
3	塗り薬					
4	その他					
外用薬などの対応場所					その他の注意事項 薬の飲み合わせなど、特に注意する点があればお知らせください。	
						
責 任 者				受 取 者		
月 日				月 日		

メモ

Handwriting practice lines consisting of 25 horizontal dotted lines.

メモ

Handwriting practice area with 25 horizontal dashed lines.

社会福祉法人
福寿会